第７節　その他の場所

１　ホテル・旅館・宿泊所

ホテル・旅館・宿泊所は、様々な催物が行われることがあるため、ホテル等にある催物室，宴会場，広間などの「催物の行われる部分」が指定場所となり、催物の用途ごとに規制されます。

例えば、ディナーショーを行う場合は「飲食店等」、バーゲンを行う場合は「百貨店等」、展示会を行う場合は「屋内展示場」など、それぞれの使用実態に応じて規制されます。

詳しくは、第２章「用途ごとの禁止行為と解除の承認について」を確認してください。

なお、ホテル等の利用者等が利用する自動車車庫・駐車場部分については、自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。

ホテルにおける催物の行われる部分

２　車両の停車場、船舶・航空機の発着場

⑴　禁止される場所と禁止される行為

車両の停車場、船舶・航空機の発着場の用途に使用される場所は、規模の大小にかかわらず、すべて規制対象となります。

また、旅行案内所などの、車両の停車場、船舶・航空機の発着場の入場者等のための施設で、車両の停車場、船舶・航空機の発着場と管理権原者が同一である場合は、その部分も車両の停車場、船舶・航空機の発着場として規制されます。

ただし、例外として次に掲げるものがあります。

ア　車両の停車場、船舶・航空機の発着場内に他の指定場所となる用途がある場合

→　他の指定場所となる用途で規制されます。

イ　車両の停車場、船舶・航空機の発着場の入場者等が利用する自動車車庫・駐車場部分

→　自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。

車両の停車場、船舶・航空機の発着場のうち、危険物品の持込みが禁止されている場所は、「旅客が利用する部分」です。

「旅客が利用する部分」とは、旅客の乗降や待合いの用に供する建築物の旅客が利用する部分をいいます。

ただし、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。

第１章、第３節、３　危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
旅客が利用する部分			×

［×：禁止］

⑵　危険物品持込厳禁等の標識の設け方
　標識は下表を例に、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。

標　識	設置箇所
危険物品持込厳禁	・入場者及び利用者用の入口
全面禁煙	・当該防火対象物又は指定場所の入口等

⑶　解除承認について

ア　禁止場所と禁止行為
　車両の停車場、船舶・航空機の発着場では、危険物品の持込み行為は禁止されていますが、**火災予**防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
旅客が利用する部分			可

※「可」…解除承認を受けることが可能です。

イ　解除承認を受けられる範囲
　解除を受けるための基準は次表のとおりです。

車両の停車場及び船舶・航空機の発着場		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1　**消火器具を設ける**★1こと。 2　関係者等による監視体制が講じられていること。 3　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 ⑴　危険物 危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量の 20 分の１未満であること。 ⑵　可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第７に定める数量の 20 分の１未満であること。 ⑶　**可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）**★2 **容器の許容充塡ガス質量の合計が５kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）**★3。

★1　「消火器具を設ける」とは？

ア　消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

イ　消火能力単位が２以上の消火器具を置きます。（消火能力単位は、消火器具に表示されています。）

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★2　「可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）」とは？

「高圧ガス保安法第３条第１項第８号及び高圧ガス保安政令第２条第３項第８号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」をいいます。

（例）高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス

ガスライター	ガスライター補充用ガス容器	エアゾール製品	カートリッジガスボンベ

（例）高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス

車両の停車場等では解除承認できません。

★3　「容器の許容充填ガス質量の合計が５kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）」とは？

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（ＮＥＴ）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が 250g の可燃性ガス容器であれば、20 本まで持ち込むことができます。

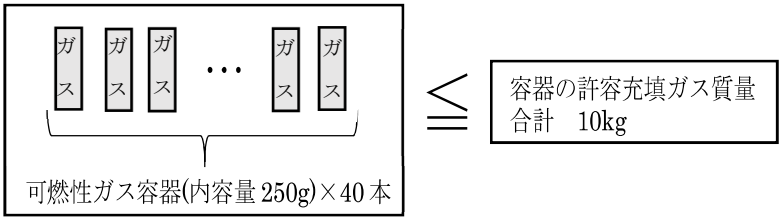

3　自動車車庫、駐車場

⑴　禁止される場所と禁止される行為

自動車車庫、駐車場の用途として使用され、駐車の用に供する部分の床面積が、地階又は２階以上の階で 200 ㎡以上、１階で 500 ㎡以上、屋上部分で 300 ㎡以上又は昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので車両の収容台数が 10 台以上の場所は、規制対象となります。

自動車車庫、駐車場のうち、喫煙・裸火使用が禁止される場所は、「駐車の用に供する部分」です。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
駐車の用に供する部分	×	×	

［×：禁止］

⑵　危険物品持込厳禁等の標識の設け方

標識は下表を例に、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。

標　識	設置箇所
禁　煙	・入場者及び利用者用の入口
火気厳禁	
全面禁煙	・当該防火対象物又は指定場所の入口等

⑶　解除承認について

自動車車庫、駐車場の駐車の用に供する部分では、申請を行っても解除承認を受けることはできません。

4　高さ 100m以上の建築物

⑴　禁止される場所と禁止される行為

高さ（軒高）100m以上の建築物は、すべて規制対象となります。

また、高さ 100m以上の建築物内に、他の指定場所となる用途がある場合は、その用途で規制します。

高さ 100m以上の建築物のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止されている場所は、「公衆の通行の用に供する部分」です。

「公衆の通行の用に供する部分」とは、階段、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、廊下、通路、展望コーナー、ロビーなどの部分をいいます。

ただし、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。

第１章、第３節、３　危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

なお、不特定多数の人が通行しないオフィスビルや共同住宅などの専用廊下などの部分は、規制の対象にはなりません。

また、高さ 100m以上の建築物の中にあり、百貨店等、劇場等、屋内展示場、映画スタジオ及びテレビスタジオ、飲食店等などの指定場所になる部分は、高さ 100m以上の建築物の規制ではなく、それぞれの用途で規制されます。

詳しくは、第２章「用途ごとの禁止行為と解除の承認について」を確認してください。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
公衆の通行の用に供する部分	×	×	×

［×：禁止］

高さ 100m以上の建築物

⑵　禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方
　標識は下表を例に、顧客、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。

標　識	設置箇所
禁　煙	・顧客、入場者及び利用者用の入口 ・展望コーナー
火気厳禁	
危険物品持込厳禁	
全面禁煙	・当該防火対象物又は指定場所の入口等

⑶　解除承認について
　高さ100m以上の建築物の公衆の通行の用に供する部分では、申請を行っても解除承認を受けることはできません。
⑷　全面的に禁煙にする場合の措置
　全面的に禁煙にする場合は、第１章、第５節、２「全面的に禁煙にする場合の措置」の措置を行う必要があります。
⑸　喫煙所の設け方
　喫煙が禁止される指定場所以外の部分がない高さ100m以上の建築物に設ける喫煙所は、ロビー、展望コーナー等の広い場所で休憩のために公衆が滞留する場所に設けてください。
　また、喫煙所は、常に喫煙所の設置基準に合った安全な状況が維持されるよう、管理されなければなりません。
　第１章、第５節、４「適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所とは」の基準を遵守するとともに、次の点に留意してください。
ア　高さ100m以上の建築物の場合、公衆の通行の用に供する部分での喫煙が禁止されていますので、顧客、入場者及び利用者に分かりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。
イ　施設の管理者は、すべての関係者に喫煙所の設置の目的について十分説明を行い、理解を得たうえで、実効性のある喫煙所の管理を心がけなければなりません。

5　重要文化財等

　重要文化財等（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物）の用途になる場所は、規模の大小にかかわらず、すべて規制対象となります。
　なお、重要文化財等を他の指定場所の用途で使用する場合は、重要文化財等と他の指定場所の用途の両方で規制を受けます。
⑴　禁止される場所と禁止される行為
　重要文化財等のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みが禁止されている場所は、「建造物の内部」及び「建造物の周囲」です。
　ただし、裸火使用にあっては、日常的に用いられる火を使用する設備や器具、宗教的行事等で用いられものは規制されず、危険物品持込みについても、これらの裸火使用に付随するものは規制されません。
　また、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。
　第１章、第３節、３ 危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。
ア　「建造物の内部」は、重要文化財等として指定されている部分とし、建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合は、その指定されている部分とします。
　また、個人の住居又は銀行、美術館、研修所若しくは神社の事務所等事務の用に供する部分がある場合には、その部分を除きます。
イ　「建造物の周囲」は、建造物の周囲３ｍ以内の範囲とします。
　なお、建造物に軒又はひさしがある場合は、これらを水平投影した範囲から周囲３ｍ以内の範囲とします。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
建造物の内部	×	×	×
建造物の周囲	×	×	×

［×：禁止］

⑵　禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方
標識は下表を例に、顧客、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。
ただし、次に該当する場合は、設置を省略することができます。
ア　建造物の内部が全て指定場所の範囲から除外される場合
イ　橋，門，鳥居等の工作物で鉄製又は耐火構造である場合

標　識	設置箇所
禁　煙	・顧客、入場者及び利用者用の入口
火気厳禁	
危険物品持込厳禁	

⑶　解除承認について
ア　禁止場所と禁止行為
重要文化財等の建造物の内部及び建造物の周囲では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場　所	喫　煙	裸火使用	危険物品持込み
建造物の内部	可	可	可
建造物の周囲	可	可	可

※「可」…解除承認を受けることが可能です。

イ　解除承認を受けられる範囲
解除を受けるための基準は次表のとおりです。

重要文化財等		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
建造物の内部及び周囲	喫煙	1　危険物品その他の**易燃性の可燃物**★１を取り扱う場所の付近ではないこと。 2　喫煙設備を設けること。 3　**消火器具を設ける**★２こと。 4　関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5　整理、清掃等の措置が講じられていること。
	裸火使用	1　共通事項 ⑴　周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 ⑵　**消火器具を設ける**★２こと。 ⑶　関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2　火気使用設備器具等を使用するもの ⑴　電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。 ⑵　条例第３章において可燃物との**火災予防上安全な距離**★３が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。 ⑶　固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、１日につき木炭15kg、練炭 10kg、豆炭５kg、その他の固体の燃料５kg 以下であること。
	危険物品持込み	1　**消火器具を設ける**★２こと。 2　関係者等による監視体制が講じられていること。 3　保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。 4　解除される範囲は、次に掲げるものであること。 ⑴　危険物 危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量の 50 分の１未満であること。 ⑵　可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第７に定める数量の 50 分の１未満であること。 ⑶　**可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）**★４ **容器の許容充塡ガス質量の合計が 10kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）**★５。

★1　「易燃性の可燃物」とは？

紙類、ウレタンホーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いもの（少量で軽易なものを除く。）をいいます。

少量で軽易なものの例として、掲示物、リーフレット等が挙げられます。

★2　「消火器具を設ける」とは？

ア　消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案し、最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

イ　消火能力単位が２以上の消火器具を置きます。（消火能力単位は、消火器具に表示されています。）

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★3　「火災予防上安全な距離」とは？

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

火気使用器具の使用

★4　「可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）」とは？

「高圧ガス保安法第３条第１項第８号及び高圧ガス保安政令第２条第３項第８号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」をいいます。

（例）高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス

ガスライター	ガスライター補充用 ガス容器	エアゾール製品	カートリッジ ガスボンベ

（例）高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス

重要文化財等では解除承認できません。

★5　「容器の許容充填ガス質量の合計が 10kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）」とは？

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（ＮＥＴ）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。
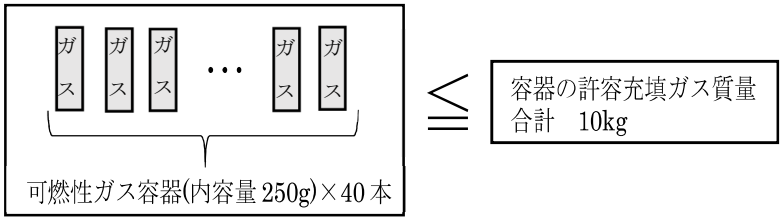
【例】内容量が 250g の可燃性ガス容器であれば、40 本まで持ち込むことができます。